

令和3年 天草市農業委員会第11回総会議事録

令和3年11月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並彰一郎 君	12番	井島安一 君
13番	野中幸廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	原田 真 二	局長補佐	荒木 賢 司
係 長	松本 馨	書 記	井上 拓 海
書 記	浦川 優 也	書 記	濱 朋 也

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第59号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第60号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第61号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第62号	農業振興地域整備に係る農用地区域からの除外申請について
日程第6	議第63号	農業振興地域整備に係る農用地区域への編入申請について
日程第7	議第64号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第8	議第65号	非農地通知書交付申請について
日程第9		報告事項について

閉会

開 議 15 時 00 分

○事務局（原田真二君） ただいまから令和 3 年天草市農業委員会第 11 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。今年も残すところあと 40 日程となりました。振り返ってみますと、今年は天候が大変不安定な状態が続きました。特に 10 月は降水量が 4～5 mm ほどだったそうです。農作物は温州ミカンやデコポンなどの柑橘類を中心に様々な悪影響が発生し、また畜産関係もえさ代の高騰で厳しい状況でありました。ただ、コロナウイルスに関して農業委員の中で感染者が出なかったことは、みなさんが考えて行動していただいたからだと思い感謝を申しあげます。ウイルスが完全になくなったわけではないので、引き続き注意しながら、農業委員活動に精を出していただきたいと思います。それから、地区別の講習会が組まれています。お忙しいとは思いますが、参加をして学んでいただければと思います。本日は全体で 88 件の案件がありますが、慎重な審議をお願い致します。

○事務局（原田真二君） 本日は、全委員が出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、7 番金棒委員、8 番淀川委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 59 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。佐伊津町の譲受人は川原町の譲渡人より、下浦町の畑 4916 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧本渡東小学校から南東へ約 0.6 km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜と果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 3 番黒川です。11 月 22 日に現地確認に行っていました。持ち主の方は病気で、去年の方が野菜を作っている程度だったので、新しい方が農地として利

用されることは、いいことではないかと思い、見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。佐伊津町の譲受人は、佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の田176㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津町公民館から北西へ約0.5km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。11月23日に現地確認をしました。画像のとおり、あぜも取り払われて、一枚の田んぼになっています。また、すでに耕作を譲受人がしている状況だと思えます。全く問題ないと思えますので、よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。本渡町の譲受人は佐伊津の譲渡人より、佐伊津町の畑196㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合消防本部から北東へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはサトウキビを栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。ここも11月23日に現地確認を致しました。スクリーンの画像のとおり草刈りをされて、耕しもされていまして、農地として利用することに全く問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。新和町の譲受人は、北九州市の譲渡人より、新和町の田1884㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和病院から北東へ約3km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○10番（中村三千人君） 10番中村です。11月24日に最適化推進委員の柳さんと現地確認を致しました。資料にも書いてある通り、譲渡人の方が遠方におられるということで、今回譲受人が地元の方で、現地を確認した限りでは、何ら問題はないと思います。審議の方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。河浦町の譲受人は福岡県の譲渡人より、河浦町の田2322㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦小学校から北東へ約0.9km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空

写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 13番野中です。11月23日に現地確認を行いました。譲受人の方と譲渡人の関係なのですが、いどこにあたります。現在も譲受人の方が、耕作をしておられ、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。河浦町の譲受人は東京都の譲渡人より、河浦町の畑347㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所河浦支所から北東へ約1.3km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 13番野中です。この件は先月にもでておりましたが、何か漏れていたとの話でございました。遠方におられることもございまして、現在も譲受人の方が管理をされているような状態です。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第60号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は亀場町の個人外1名で、亀場町の畑373㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草自動車学校から西へ約0.1km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、貸駐車場6台、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。始末書に書いてある通りで、ずっと前に造成されて既に駐車場になっています。山本推進委員と確認しに行ったのですが、山本委員もずっと前からこうだったとおっしゃっていました。周りも住宅地ばかりで、畑にはならないと思います。問題ないと思いますが、質問があります。始末書に書いてある名前と申請書に書いてある名前が違っていました。始末書の方が間違っていると思いますが、回答をお願いします。以上です。

○事務局（浦川優也君） こちらは、事務所さんが持ってこられ、間違っただけのものと思われる。正しい方は申請書に書いてある名前です。失礼いたしました。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。この案件は、令和3年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和3年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、令和3年11月に除外されたものです。転用者は宮地岳町の個人で、宮地岳町の田3500㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮地岳郵便局から北西へ約1.9kmと2.1km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しく、山林として管理したいた

め、スギ 700 本を植林する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。この案件は転用面積が 3,000 m²を超えるため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（富崎ますみ君） 9 番富崎です。宮地岳の松川推進委員と一緒に確認に行きました。見てのとおり、ずいぶん前から植えてあって、ずいぶん木も大きくなっているんだという印象を受けました。田んぼの跡の石垣などはまだ残っていたんですけども、とても田んぼにはならないと思いますので、許可できるのかなと思いました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3 番について説明します。この案件は、令和 3 年 4 月に農用地区域からの除外申請があり、令和 3 年天草市農業委員会第 5 回総会において許可見込みありと判断され、令和 3 年 11 月に除外されたものです。転用者は五和町の個人で、五和町の畑 627 m²を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草病院から北東へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、経営する会社の駐車スペースが不足しており、拡張して、従業員の駐車場にしたいため、事業用バス駐車場 11 台、従業員駐車場 16 台、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、航空写真をみていただくと分かるのですが、隣接地が違反転用状態となっております。違反転用状態を解消してから、今回の申請をしてもらうのがベストではありますが、誓約書を提出してもらっており、速やかに申請することを約束してもらっています。事務局としては、誓約書を提出していますので、農業委員さん方より許可の判断をしていただければと思います。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5 番（山下和弘君） 5 番山下です。11 月 24 日、地元の原田推進委員と現地確認に行っていました。ただいま事務局より説明があった通りです。今回の案件は全然問題がないのでしょうか、今回の案件の手前の所が違反転用になっております。昨日、浦川君の電話をいただいて、私も理解はしたんですけども、現地確認の段階では知りませんでしたので、今回の案件は問題ないと思うんですけども、違反転用という事で誓約書も書かれております。まずは、本日の案件を許可いただければ、次の案件を処理していただけると思っていますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただいま一つですね、違反案件があるという事で、誓約書も事務局のことでありますし、今回出されているところが、少し急いでいるという事で、こういった状況になったようでございます。それでそのところをくみ取っていただき審議を進めさせていきたいと思います。

○議長（本田実君） ただいま、説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。ただし事務局については、遅れた場合はですね、早急に手続きを取ってもらうような形を再度要請していただきたいと思います。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 61 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は天草郡苓北町の個人で、佐伊津町の畑 462 m²を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草病院から北西へ約 0.1km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 8 番淀川です。ここも 11 月 23 日に現地確認をしました。ここはです

ねちょうど真ん中に道路があるんですけども、道路側から見てもですね、すごく立派な石垣が積んであります。なんでかなと、多分これは宅地用に宅地造成をされているところになります。すごく自然な地面積で立派な石垣、高い石垣がついてから、そこだけでなくその上の方もあり、一緒に宅地造成用の土地ではないかという風に思ってきました。そうであれば本来雑種地にするものべきだと思いますが、宅地にするのは、別に問題はないと思います。全然耕作の跡がないです。山林化していたようなところなんですね、それは問題ないと思います。もともと畑ではなくて、雑種地にすべきだったのではないかと思いながら今回見てきたんですけども、宅地にするには問題ないので、みなさんご審議をお願いします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。ただしこの辺ですね、農業委員としてですね、これから先どうするのか、最適化推進委員と一緒にですね、検討する必要があるのではないかと考えておりますので、どうしたらいいのか、事務局のほうでですね、はっきりいって非農地にするか、雑種地にするか、農地にするか決まってくると思いますので、その辺の検討をしていただいて、次の総会あたりで、その点お聞かせいただければと思います。今の淀川さんの質問に対してはですね、それらはある程度のラインで私たちも共通する必要があるとおもいますので、その所よろしく願いしていいでしょうか。

○事務局（浦川優也君） わかりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。現況地目は雑種地として評価されている訳ですよ。このような場合は、始末書のようなものは、必要ないのでしょうか。このことに関しても調整していた方がいいと思います。税務のほうで雑種地として評価しているのか、農業委員会のほうで現況地目を雑種地にしてあるのかで、違ってくると思うんですけども、そのようなときは、雑種地に評価してあるのならば、始末書を添付させるなどが、必要になってくるのではないですか。

○事務局（浦川優也君） 課税は雑種地となっております。事務局で現地確認をして、航空写真を見ていただければわかると思うのですが、淀川さんも言われた通り、やはり最初は山み

たいになっていて、上の山になっているところだけが刈り取られていたので、農業委員会としては、始末書まで必要ないのではないかと判断して始末書の添付をしていただかなかった形です。以上です。

○議長（本田実君） その辺のラインをですね、これから私達もですけども、農業委員あるいは最適化推進委員さん達も、同じ目で見なくてははいけませんので、そのあたりの指導を事務局で出来るような形をとっていただければと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑396㎡を売買により取得し、貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草病院から南東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、貸駐車場12台、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。ここも11月23日に現地確認を致しました。この申請地のすぐ近くに、食品加工の工場があります。近隣も駐車場として、転用されているという事があって、駐車場がこの付近不足しているのかなと思いながら見てまいりました。ただ、今までの案件の中で、住宅地の中に農地が少し残っているという案件が多かったんですけども、今回は逆で、宅地が少しある農地の案件なので珍しいなと思いました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は本渡町の個人外1名で、本渡町の田511㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高等学校から北西へ約0.5km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。ここも11月23日に現地確認を致しました。譲受人はこの付近にお父さんと一緒に住んでいらして、住宅を建てるのは、現在の住まいが手狭なので建てたいという申請です。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の5ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は大浜町の法人で、丸尾町の畑279㎡に賃貸借権を設定し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高等学校から南東へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、店舗の駐車場が不足しているため、駐車場14台、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。ここも11月23日に現地確認を致しました。譲受人は、この付近で、ご存知と思うんですけども、スーパーマーケットや携帯電話のショッブ事業をされております。申請地の周りも駐車場や住宅地ばかりで、駐車場が不足しているという状況は、特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 5番について説明します。転用者は天草郡苓北町の法人で、北原町の畑45㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高等学校から南東へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接地に展示場を建設し、来場者の駐車場が必要なため、展示場1棟、駐車場6台として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。ここも11月23日に現地確認を致しました。事務局の説明のとおりで、住宅の一部に農地が残っているというようなところでございます。近隣もほとんど住宅と店舗というものでありますので、住宅展示場として利用されるということなので、何ら問題ないと思っております。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。この案件は、令和3年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和3年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、令和3年11月に除外されたものです。転用者は有明町の個人で、有明町の田305㎡に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した赤崎郵便局から南東へ約1.2km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに造成済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。11月23日に山田最適化推進委員と一緒に現地確認をしました。事務局の説明のとおり、農振地域に入っておりましたので、除外されて、再度申請を上げられております。すぐ横に、お父さんたちがおられますので、その横に自分たちで作るということがございます。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。この案件は、令和3年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和3年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、令和3年11月に除外されたものです。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田326㎡を贈与により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本地区コミュニティセンターから北東へ約1.5km、青色で着色した県道松島馬場線の東側にある農地です。申請地は土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、既存施設の拡張のため例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農機具が増え、既存の駐車スペースが手狭になったため、住宅1棟、作業場、農機具置場、駐車場3

台、記念碑1基、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに造成済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（玉田秀敏君） 6番玉田です。2回目の現地確認となったんですけども、第1種農地ということでしたが、他の農地に迷惑のかかるようなことではないという事で、前田最適化委員と何も問題ないというのを確認してきました。審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の6ページをご覧ください。8番について説明します。転用者は新和町の法人で、新和町の畑606㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から南東へ約0.7km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、従業員の駐車スペースが不足しているため、駐車場31台、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 10番中村です。11月24日に川崎推進委員と現地を確認してまいりました。ご覧の通り駐車場に計画をなされますが、会社を運営されており、なかなか駐車場が今まで見つからなかったということで、今回この場所に申請をされています。何も問題ないと思いますので、ご審議方お願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 9番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の畑99㎡を贈与により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所河浦支所から北東へ約1.6km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、競売で取得したところの隣接農地に、庭の一部がはみ出していたため、名義・地目変更を行いたいため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため譲受人より始末書が提出されています。こちらの案件が今回の3条の6番の案件と重なっているんですけども、3条申請で先月されたときに事務局で現地確認をしたところ、一部が家の庭の部分からはみ出しているというのをお伝えしたところ、すぐに分筆して、司法書士さんと使われていた方と話し合いをして、今回の申請に至りました。そこで庭の一部を使っていた方も、この始末書にあります通り、平成の22年に競売で取得したことになっておりますので、知らなかったという事で、致し方ないということで事務局は判断しております。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 13番野中です。ただいま事務局から説明があった通りと思います。が、私も知っております。家を建てられた方々が、造成をされて、家を建てたのかなと思っておりますが、ずっと家を建てられた時から、権利を失って、そのまま建てられて、使われていたという風なことだろうと思います。致し方ないと判断しましたので、よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。配置排水計画図の中に宅地の青い部分の右側から建物がはみ出しているのですけども、どのような形になっているのでしょうか。

○事務局（浦川優也君） はみ出している部分は地目が山林になっており、所有者さんは譲受人と同一の方で、宅地拡張という計画ですので、はみ出して線を引いております。あくまでここは山林ですので特段問題ないと事務局は判断しております。

○9番（富崎ますみ君） わかりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第62号、農業振興地域整備に係る農用地区域からの除外申請についてを議題とします。それでは1番から事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の7ページをご覧ください。1番について説明します。申請者は五和町の法人で、五和町の畑145㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した城河原郵便局から西へ約0.2km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接地を従業員の宿舎とし、その駐車場が必要なため、宅地拡張し、従業員の駐車場とする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地となりますが、既存施設の拡張のため、農地許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に2番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。申請者は川原町の法人で楠浦町の田1312㎡を資材置場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から南西へ約1.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、事業拡大に伴い、資材置場が必要なため、資材置場とする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、既に造成済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。

○13番(野中幸廣君) 13番野中です。教えてください。赤い部分は、除外をされていない農地ということですか。

○事務局(浦川優也君) 説明をしておりませんでした。赤い部分は、地目が宅地、雑種地、山林のいずれかです。これらは農地の分断要件になりますので、こちらで赤色に染めております。

○13番(野中幸廣君) わかりました。

○議長(本田実君) 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に3番について説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 3番について説明します。申請者は熊本市の個人で河浦町の田3895㎡を太陽光発電設備にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧新合小学校から北東へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、売電収入を得るために太陽光発電施設を設置する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に4番について説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 4番について説明します。申請者は下浦町の個人で栖本町の田1611㎡を太陽光発電設備にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から北東へ約1.9km、青色で着色した県道松島馬場線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、売電収入を得るために太陽光発電施設を設置する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が

除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に 5 番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 5 番について説明します。申請者は京都府の法人で有明町の田 1812 m²を太陽光発電設備にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧有明東中学校から南東へ約 0.2 km、青色で着色した国道 324 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、売電収入を得るために太陽光発電施設を設置する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。

○13 番（野中幸廣君） 13 番野中です。教えてください。申請者が、京都の会社になっているんですが、それは所有者とは別に会社でも申請が出来る、どちらでも所有者でも会社でも申請は出来るということですか。

○事務局（浦川優也君） 農業振興課に提出する申請になりますが、農業振興課の担当から聞いたところ、所有者さんが申請者でない場合、所有者さんからの同意をきちんとつけてもらってから申請を出してもらおうようになっているということでした。

○13 番（野中幸廣君） わかりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に 6 番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6 番について説明します。申請者は中村町の個人で五和町の畑 3907 m²に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で

着色した天草市役所五和支所から北西へ約 1.7 km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地計画の内容は、植林し事業化したいため、植林する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議題 63 号、農業振興地域整備に係る農用地区域への編入申請についてを議題と致します。それでは 1 番から事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 8 ページをご覧ください。1 番について説明します申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧志柿小学校から南へ約 0.2 km と 0.3 km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次に 2 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小学校から東へ約 1.8 km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次に 3 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した手野郵便局から北西へ約 1.2 km、青色で着色した県道坂瀬川鬼池港線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。1 番から 3 番まで果樹経営支援対策事業に加入するため、農用地区域の編入をするというものです。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 64 号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第 64 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 9 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 51 件、再設定が 3 件、合計 54 件で、筆数 72 筆、総面積が 80,920.30 m²と

なっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の5ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第8、議第65号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が1件、有明地域が3件、栖本地域が1件、五和地域が1件、天草地域が1件の計7件です。筆数は全体9筆、面積は8237㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の6ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を資料②の36ページの現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番・2番の地図です。黄色で着色した天草病院から北東へ約0.6kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が3番の地図です。黄色で着色した天草厚生病院から南西へ約0.5kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次に4番の地図です。黄色で着色した天草厚生病院から南西へ約0.4kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が5番の地図です。黄色で着色した天草厚生病院から南西へ約0.4kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が6番・7番の地図です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から南西へ約0.2kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が8番の地図です。黄色で着色した旧二江小学校から南西へ約0.8kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が9番の地図です。黄色で着色した下田北地区コミュニティセンターから南西へ約0.1kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番・2番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 3番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 3番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 4番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 5番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 6番・7番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 8番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 9番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の37ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件、田の形状を変更したいというものでした。第4条の許可不要転用届は1件、農業用倉庫として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届は1件、携帯電話の鉄塔を建設したいというものでした。以上です。

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和3年天草市農業委員会第11回総会を閉会致します。

16時30分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 本田実

署名委員 淀川洋一

署名委員 金棒康二